

住民税及び国民健康保険税の 申告受付が始まります。

受付期間

2月16日から3月15日まで

※所得税及び消費税確定申告も受け付けます。

平成19年1月1日現在、阿蘇市内に住所を有する方は、平成18年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について、2月16日から3月15日までの間に住民税申告及び国民健康保険税、又は、所得税の確定申告をしなければなりません。

なお、申告巡回日程は下記のとおりですので、日時をご確認の上、会場へお越しください。



【申告受付巡回日程】

受付時間 午前9時から午後4時まで

月 日	対象となる行政区	会 場
2月16日(金)	小地野、大道、立塚、横堀、遊雀、中道、滝水	波野支所 西側会議室
2月19日(月)	檜木野、赤仁田、小園、笹倉、坂の上、山崎、仁田水、中江	
2月20日(火)	町1区、町2区、北1区、北2区、東1区、西1区	阿蘇市役所 北側別館会議室
2月21日(水)	東2区、東3区、西2区、西3区、塩塚	
2月22日(木)	古神1区、古神2区、古神3区、分1区、福岡	
2月23日(金)	分2区、分3区、古閑、神石、上町、東仲町、西仲町、下町、古城7区	
2月26日(月)	桜町、福原、馬場、豆札、古城1区、古城2区、古城4区	
2月27日(火)	古城3の1区、古城3の2区、古城5の1区、古城5の2区、古城6区、原口、上井手、荻の草、舞谷	
2月28日(水)	下井手、中原、西井手、上西河原、下西河原、上東下原、下東下原、西下原、片隅、蔵原	
3月 1日(木)	鷺の石、原の口、下の原、新村、小野田町、本村、西町、竹原	内牧支所 西側別館会議室
3月 2日(金)	内牧1区、内牧2区、内牧5区、深葉	
3月 5日(月)	内牧3区、成川、小里、西小園、宇土、黒川千丁	
3月 6日(火)	内牧4区、南宮原、湯浦、西湯浦、折戸、浜川	
3月 7日(水)	山田、小倉、西小倉、小池、黒流町、今町、茗ヶ原、上西黒川	
3月 8日(木)	道尻、下役犬原、上役犬原、北黒川、下西黒川	
3月 9日(金)	東黒川、坊中、南黒川、元黒川、跡ヶ瀬	
3月12日(月)	乙姫、車帰、狩尾1区	
3月13日(火)	永草、枳、的石	阿蘇市役所 北側別館会議室
3月14日(水)	赤水、狩尾2区、狩尾3区	
3月15日(木)	予備日	

※会場の混雑が予想されますので、できるだけ指定した日にお越しいただきますようお願いします。

また、申告期間中、各支所では指定した日以外の受付はできませんので、あらかじめご了承ください。

申告受付に 持参していただくもの

①印鑑

②所得の計算に必要なもの

【営業等所得・農業所得又は不動産所得がある人】
収支内訳書、売上帳、仕入帳、通帳、領収書等

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける場合は、肉用牛販売証明書

【給与所得・雑所得(公的年金等含む)又は退職所得がある人】
源泉徴収票

【一時所得がある人】

個人年金や生命保険等の満期や一時金、解約があった場合は、その返戻金通知書等

【譲渡所得又は山林所得がある人】

土地や建物、山林等の資産を譲渡(売買、収用等)した場合は、その契約書や証明書等

③所得控除の計算に必要なもの

【医療費控除】

本人又は生計を一にする配偶者や親族のために、支払った医療費の領収書

【社会保険料控除】

国民年金保険料及び国民年金基金掛金の控除証明書

国民健康保険税及び介護保険料並びに農業者年金保険料の領収書

【生命保険料控除】

生命保険契約等に基づいて支払った一般の生命保険料及び個人年金保険契約等に基づいて支払った個人年金保険料の控除証明書

【損害保険料控除】

家屋又は生活用資産など、損害保険契約等に基づいて支払った損害保険料の控除証明書

【障害者控除】

本人又は生計を一にする配偶者や親族の、心身の障害を証明するもの(障害者手帳等)

④その他

※所得及び所得控除の計算に必要な証明書等が揃っていない場合、申告の受付ができないことがありますので、ご注意ください。

※所得税においては、給与等の金額が2000万円以下で給与所得以外の所得が20万円以下である場合は、確定申告書の提出を要しませんが、住民税においては、給与所得以外の所得が20万円以下の場合についても給与所得と合わせて申告をする必要があります。該当する方は申告をお願いいたします。

※申告をしなかった場合は、課税証明書等の発行や、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなります。

■問い合わせ先

税務課 市民税係
TEL 22-3148

申告も納税も『e-Tax』で。

※e-Taxとは・・・国税電子申告・納税システムのことです。

自宅やオフィス、税理士事務所などから

インターネット経由で



申告

所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税

納税

全税目

申請・届出

e-Taxでらくらく送信



源泉所得税の毎月納付分、消費税の中間申告・納付など、ご利用機会の多い手続きは特に便利！

e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用するには、事前に開始届出書の提出、電子証明書の取得などが必要です。

e-Taxホームページ

www.e-tax.nta.go.jp